

医療法人杏林会 介護老人保健施設リハビリパークあやめ

入 所 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 当施設は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように医学的管理に基づいた看護、生活の介護、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復に努めることを目的とする。

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 施設サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが効率的に提供されるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、市町村、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- (3) 自ら提供する看護、介護、機能訓練など各種サービスの質の維持、向上に努める。
- (4) 当施設では利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。拘束する場合は利用者又はその家族に説明した上で医師の指示の下に行い、その状態、経過、拘束の理由を診療録に記載する。
- (5) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 医療法人杏林会 介護老人保健施設リハビリパークあやめ
- (2) 所在地 宮城県大崎市古川旭三丁目6番1号
- (3) 開設年月日 平成15年5月20日
- (4) 指定番号 0451580054号
- (5) 管理者 大西善丈

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

- (1) 管理者（医師兼務） 1名
 - ・ 管理者は施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
 - ・ 医師は利用者の健康状態を的確に把握するように努め、医学的管理の下に必要な医療を提供する。
 - ・ 当施設の医師は診療に当たっては懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導を行う。
 - ・ 診療に当たっては常に医学的立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も上げることが

できるように適切な指導を行う。

- ・当施設の医師は、利用者の症状から見て施設において自ら必要な医療提供をすることが困難であると認めたときは、協力病院その他の適当な病院もしくは診療所への収容のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求めるなど診療についての適切な措置を講じなければならない。
- (3) 看護職員 8名
 - ・当施設の看護職員は、医師の指導の下常に利用者の健康管理に配慮して、その病状、心身の状態に応じた適切な看護を行う。
 - ・看護職員のリーダーは、医師の管理下にあつて他の看護職員を統括するとともに介護リーダーに指示を与える。
- (4) 介護職員 25名
 - ・利用者に対する介護は、利用者の心身の特性を踏まえて療養上妥当適切に行う。
 - ・介護上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行わなくてはならない。
 - ・介護リーダーは、看護リーダー及び支援相談員と連絡を密にし、その指示を受けるとともに他の介護職員を統括する。
- (5) 支援相談員 2名
 - ・当施設の支援相談員は、常に利用者と密接な交流を図り、その心理状況の的確な把握に努め、公的な相談はもとより療養上必要と思われる私的な相談にも応じ懇切丁寧を旨とする。また、適切な指導のための修練を欠かしてはならない。
 - ・支援相談員は、特に看護及び介護職員と連絡を密にし、看護リーダーとともに介護リーダーに指示を与える。
- (6) 理学療法士・言語聴覚士・作業療法士 5名
 - ・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士は、利用者に機能訓練を施すが、その心身の諸機能の改善を図るため、計画的かつ目的意識を持ったものでなくてはならない。
- (7) 介護支援専門員 2名
 - ・介護支援専門員は利用者の適切なサービス計画を作成し、その作成に当っては利用者の有する能力などを考慮して問題点を明らかにし、利用者の自立のための課題を把握しなければならない。
 - ・介護支援専門員は、医師の方針や利用者の希望、解決すべき課題に基づき、他職種との協議の上にサービス計画を作成しなくてはならない。
 - ・サービス計画について利用者の同意を得なければならない。
 - ・サービス計画とサービス実施状況を継続的に行い、その状況を把握するとともに必要に応じてサービス計画を変更する。
- (8) 管理栄養士 3名、調理師、調理員 14名
 - ・利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。当施設の調理師、調理員は栄養並びに利用者の心身の状況に応じて作成された管理栄養士、栄養士の献立に従い、適切な時間に適切な温度で給食を提供する。
- (9) 事務職員 2名
 - ・事務職員は、利用者に適切なサービスを提供できるよう管理者とともに職員の勤務体制を熟知していなくてはならない。
 - ・事務職員は、職員の資質向上の為にその研修の機会を確保すべく企画実行し、

その成果を管理者に対して報告する。

- ・ 非常災害に対する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他の必要な訓練を実施する。

(利用定員)

第5条 当施設の入所定員は100名とする。(内認知症専門棟40床)

(提供するサービスの内容)

第6条 施設サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 当施設は介護老人保健施設（Ⅰ）を算定し、利用者3人に対して看護・介護職員を1人以上配置する。
- (2) 当施設は、リハビリテーションマネジメント加算を算定し、利用者50人に対して1人以上の理学療法士、又は作業療法士を配置する。リハビリテーションに際しては入所時から訓練記録を作成し、機能訓練室における理学療法・作業療法のみならずベットサイドからのリハビリテーションに努める。
- (3) 当施設は1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。
- (4) 当施設は利用者の排泄の自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適切に取り替える。定時のおむつ交換は1日7回行う。
- (5) 当施設の食事は、適切な栄養量及び内容で且つ適時適温で提供できるよう管理栄養士が管理する。食事の提供時間は次の通りとする。
朝食 8:00から
昼食 12:00から
夕食 18:00から
- (6) 病状、障害に合わせ日常生活の介護を行い、食事、入浴、排泄、着脱衣等の身の廻りのことで自立できるように介助及び指導を行う。
- (7) 利用者の趣味に合わせた娯楽、レクリエーションを行い、喜びを抱き生きがいのある毎日を過ごせるように努める。
- (8) 誕生会、花見、運動会、豆まき、夏祭り等季節を考慮した年間行事を行う。
- (9) 家族や利用者、そして地域との交流に努める。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は別表の通りとし、法定受領サービスであるときはその1割の額を負担額とする。当事業所では保険対象外として居住費1日1,800円、食費1日1,780円（朝食：530円 昼食：600円 夕食：650円）と設定しております。なお、居住費・食費に関してはご利用者様の負担限度額認定証に応じた助成制度があります。

利用料の徴収にあたっては、予め利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得て行うものとする。

(利用者の守るべき事項)

第8条 当施設を利用しようとする利用者には次のことを守ってもらい、施設内にその内容を掲示する。

- (1) 病状、障害によるものは別として、意識的に施設及び他の利用者の迷惑となる行為は一切慎むこと。
- (2) 就寝時間以後は私語を慎み、他の利用者の迷惑とならない様に気をつけること。
- (3) 営利行為、宗教活動及び政治活動は禁止する。
- (4) 施設職員及び他の利用者に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族からの暴言、暴力、性的嫌がらせ、威嚇行為、施設内における喫煙・飲酒等の迷惑行為を禁止する。
- (5) 施設職員に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族から、長時間にわたる抗議や過度な要求等、施設の円滑な業務を妨げる行為を禁止する。

(入退所)

第9条 当施設は利用者の心身の状況、病状並びにその置かれている環境を考慮し、医学的管理、看護、介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に施設サービスを提供し、利用者の家庭復帰ひいては社会復帰を目指す。

(感染症対策)

(衛生管理)

第10条

1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上

（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（身体の拘束等）

第12条

1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止等）

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第15条

1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条

1 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する注意事項)

第17条

1 施設サービスの向上のために、それぞれの職種に応じた外部の研修に積極的に参加し、また内部での研修を定期的に行い、職員1人1人の向上、改善に努めるものとする。

2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4 当施設が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口を支援相談員が担当する。

5 当施設は利用者への介護老人保健施設サービス提供に関し、施設サービス計画書、診療録、看護・介護記録、機能訓練に関する記録、入所判定会議記録その他の必要な記録を整備する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は、当施設は原則としてこれに応じる。家族などからの請求については、本人の同意が得られない場合はこれに応じないことができる。

6 この規定に定めるものの他、この施設の運営に関する事項は施設利用約款に定める他、介護保険各法令並びに医療法人杏林会の理事会と施設の管理者との協議によって定めるものとする。

附則 この規程は平成 15 年 5 月 20 日より施行するものとする。

- 〃 平成 17 年 10 月 1 日一部改正
- 〃 平成 18 年 4 月 1 日一部改正
- 〃 平成 19 年 10 月 25 日一部改正
- 〃 令和 5 年 3 月 15 日一部改正
- 〃 令和 7 年 4 月 1 日一部改正
- 〃 令和 7 年 11 月 1 日一部改正
- 〃 令和 8 年 4 月 1 日一部改正

医療法人杏林会 介護老人保健施設リハビリパークあやめ

短期入所療養介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 当施設は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように医学的管理に基づいた看護、生活の介護、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復に努めることを目的とする。

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 短期入所療養介護サービスの提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが効率的に提供されるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当っては、市町村、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- (3) 自ら提供する看護、介護、機能訓練など各種サービスの質の維持、向上に努める。
- (4) 当施設では利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。拘束する場合は利用者又はその家族に説明した上で医師の指示の下に行い、その状態、経過、拘束の理由を診療録に記載する。
- (5) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 医療法人杏林会 介護老人保健施設リハビリパークあやめ
- (2) 所在地 宮城県大崎市古川旭三丁目6番1号
- (3) 開設年月日 平成15年5月20日
- (4) 指定番号 0451580054号
- (5) 管理者 大西善丈

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

- (1) 管理者（医師兼務） 1名
 - ・ 管理者は施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
 - ・ 医師は利用者の健康状態を的確に把握するように努め、医学的管理の下に必要な医療を提供する。
 - ・ 当施設の医師は診療に当っては懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導を行う。
 - ・ 診療に当っては常に医学的立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、利

用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も上げることができるよう適切な指導を行う。

- ・当施設の医師は、利用者の症状から見て施設において自ら必要な医療提供をすることが困難であると認めたときは、協力病院その他の適当な病院もしくは診療所への収容のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求めるなど診療についての適切な措置を講じなければならない。

(3) 看護職員 8人

- ・当施設の看護職員は、医師の指導の下常に利用者の健康管理に配慮して、その病状、心身の状態に応じた適切な看護を行う。
- ・看護職員のリーダーは、医師の管理下にあつて他の看護職員を統括するとともに介護リーダーに指示を与える。

(4) 介護職員 25人

- ・利用者に対する介護は、利用者の心身の特性を踏まえて療養上妥当適切に行う。
- ・介護上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行わなくてはならない。
- ・介護リーダーは、看護リーダー及び支援相談員と連絡を密にし、その指示を受けるとともに他の介護職員を統括する。

(5) 支援相談員 2人

- ・当施設の支援相談員は、常に利用者と密接な交流を図り、その心理状況の的確な把握に努め、公的な相談はもとより療養上必要と思われる私的な相談にも応じ懇切丁寧を旨とする。また、適切な指導のための修練を欠かしてはならない。
- ・支援相談員は、特に看護及び介護職員と連絡を密にし、看護リーダーとともに介護リーダーに指示を与える。

(6) 理学療法士・言語聴覚士・作業療法士 5人

- ・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士は、利用者に機能訓練を施すが、その心身の諸機能の改善を図るため、計画的かつ目的意識を持ったものでなくてはならない。

(7) 介護支援専門員 2人

- ・介護支援専門員は利用者の適切なサービス計画を作成し、その作成に当っては利用者の有する能力などを考慮して問題点を明らかにし、利用者の自立のための課題を把握しなければならない。
- ・介護支援専門員は、医師の方針や利用者の希望、解決すべき課題に基づき、他職種との協議の上にサービス計画を作成しなくてはならない。
- ・サービス計画について利用者の同意を得なければならない。
- ・サービス計画とサービス実施状況を継続的に行き、その状況を把握するとともに必要に応じてサービス計画を変更する。

(8) 管理栄養士3人、調理師・調理員 14人

- ・当施設の調理師、調理員は栄養並びに利用者の心身の状況に応じて作成された管理栄養士、栄養士の献立に従い、適切な時間に適切な温度で給食を提供する。

(9) 事務職員 2人

- ・事務職員は、利用者に適切なサービスを提供できるよう管理者とともに職員の勤務体制を熟知していなくてはならない。
- ・事務職員は、職員の資質向上の為にその研修の機会を確保すべく企画実行し、その成果を管理者に対して報告する。

- ・ 非常災害に対する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他の必要な訓練を実施する。

(利用定員)

第5条 当施設の短期入所療養介護の定員は10床以内の空床利用とする。

(提供するサービスの内容)

第6条 短期入所療養介護サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 当施設は介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）を算定し、利用者3人に対して看護・介護職員を1人以上配置する。
- (2) 当施設は、リハビリテーション機能強化加算を算定し、利用者50人に対して1人以上の理学・作業療法士を配置する。
- (3) 当施設は1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。
- (4) 当施設は利用者の排泄の自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適切に取り替える。定時のおむつ交換は1日7回行う。
- (5) 当施設の食事は、適切な栄養量及び内容で且つ適時適温で提供できるよう管理栄養士が管理する。食事の提供時間は次の通りとする。

朝食	8：00から
昼食	12：00から
夕食	18：00から

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は別表の通りとし、法定受領サービスであるときはその1割の額を負担額とする。当事業所では保険対象外として居住費1日1,800円、食費1日1,780円（朝食：530円 昼食：600円 夕食：650円）と設定しております。なお、居住費・食費に関してはご利用者様の負担限度額認定証に応じた助成制度があります。

利用料の徴収にあたっては、予め利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得て行うものとする。

(利用者の守るべき事項)

第8条 当施設を利用しようとする利用者には次のことを守ってもらい、施設内にその内容を掲示する。

- (1) 病状、障害によるものは別として、意識的に施設及び他の利用者の迷惑となる行為は一切慎むこと。
- (2) 就寝時間以後は私語を慎み、他の利用者の迷惑とならない様に気をつけること。
- (3) 営利行為、宗教活動及び政治活動は禁止する。
- (4) 施設職員及び他の利用者に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族からの暴言、暴力、性的嫌がらせ、威嚇行為、施設内における喫煙・飲酒等の迷惑行為を禁止する。
- (5) 施設職員に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族から、長時間にわたる抗議や過度な要求等、施設の円滑な業務を妨げる行為を禁止する。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は次の通りとする。

実施地域： 大崎市(古川地区、三本木地区、岩出山地区、松山地区) 美里町(小牛田地区) それ以外の地域の方は相談による。

(感染症対策)

第10条 当施設において感染症が蔓延しないよう、職員は万全の注意を払わなければならない。

(衛生管理)

第11条

1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(身体の拘束等)

第13条

1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第14条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第15条

1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第16条

1 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

（その他運営に関する注意事項）

第17条

1 施設サービスの向上のために、それぞれの職種に応じた外部の研修に積極的に参加し、また内部での研修を定期的に行い、職員1人1人の向上、改善に努めるものとする。

2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

4 当施設が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口を支援相談員が担当する。

5 当施設は利用者への介護老人保健施設サービス提供に関し、施設サービス計画書、診療録、看護・介護記録、機能訓練に関する記録、入所判定会議記録その他の必要な記録を整備する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は、当施設は原則としてこれに応じる。家族などからの請求については、本人の同意が得られない場合はこれに応じないことができる。

6 この規定に定めるものの他、この施設の運営に関する事項は施設利用約款に定める他、介護保険各法令並びに医療法人杏林会の理事会と施設の管理者との協議によって定めるものとする。

附則 この規程は平成15年5月20日より施行するものとする。

〃 平成17年10月1日一部改正

〃 平成18年4月1日一部改正

〃 平成19年10月25日一部改正

〃 令和5年3月15日一部改正

〃 令和7年4月1日一部改正

〃 令和7年11月1日一部改正

〃 令和8年4月1日一部改正

医療法人杏林会 介護老人保健施設リハビリパークあやめ

通所リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 当施設は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように医学的管理に基づいた看護、生活の介護、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行い、心身機能の維持回復に努めることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 通所リハビリテーションサービスの提供に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが効率的に提供されるように配慮して行う。
- (2) 事業の実施に当っては、市町村、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- (3) 自ら提供する看護、介護、機能訓練など各種サービスの質の維持、向上に努める。
- (4) 当施設では利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。拘束する場合は利用者又はその家族に説明した上で医師の指示の下に行い、その状態、経過、拘束の理由を診療録に記載する。
- (5) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 医療法人杏林会 介護老人保健施設リハビリパークあやめ
- (2) 所在地 宮城県大崎市古川旭三丁目6番1号
- (3) 開設年月日 平成15年5月20日
- (4) 指定番号 0451580054号
- (5) 管理者 大西善丈

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

- (1) 管理者（医師兼務） 1名
 - ・ 管理者は施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名
 - ・ 医師は利用者の健康状態を的確に把握するように努め、医学的管理の下に必要な医療を提供する。
 - ・ 当施設の医師は診療に当っては懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導を行う。
 - ・ 診療に当っては常に医学的立場を堅持して、利用者の心身の状態を観察し、利用者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果も上げることができるよう適切な指導を行う。
 - ・ 当施設の医師は、利用者の症状から見て施設において自ら必要な医療提供をすることが困難であると認めたときは、協力病院その他の適当な病院もしくは診療所への収容のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求めるなど診療についての適切な措置を講じなければならない。

(3) 介護・看護職員 3名以上

- ・利用者に対する介護は、利用者の心身の特性を踏まえて療養上妥当適切に行う。
- ・介護上の目標を設定し、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行わなくてはならない。
- ・介護リーダーは支援相談員と連絡を密にし、その指示を受けるとともに他の介護職員を統括する。

(4) 支援相談員 1名以上

- ・当施設の支援相談員は、常に利用者と密接な交流を図り、その心理状況の的確な把握に努め、公的な相談はもとより療養上必要と思われる私的な相談にも応じ懇切丁寧を旨とする。また、適切な指導のための修練を欠かしてはならない。
- ・支援相談員は、特に看護及び介護職員と連絡を密にし、指示を与える。

(5) 理学療法士・言語聴覚士・作業療法士 専従1名以上

- ・理学療法士・言語聴覚士・作業療法士は、利用者に機能訓練を施すが、その心身の諸機能の改善を図るため、計画的かつ目的意識を持ったものでなくてはならない。

(7) 管理栄養士1名以上、及び調理師・調理員 7名以上

- ・当施設の調理師、調理員は栄養並びに利用者の心身の状況に応じて作成された管理栄養士、栄養士の献立に従い、適切な時間に適切な温度で給食を提供する。

(8) 事務職員 1名以上

- ・事務職員は、利用者に適切なサービスを提供できるよう管理者とともに職員の勤務体制を熟知していなくてはならない。
- ・事務職員は、職員の資質向上の為にその研修の機会を確保すべく企画実行し、その成果を管理者に対して報告する。

- ・ 非常災害に対する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他の必要な訓練を実施する。

(利用定員)

第5条 当施設の通所リハビリテーション定員は30名とする。(20人と10人の2単位)

(提供するサービスの内容)

第6条 通所リハビリテーションサービスの内容は次の通りとする。

- (1) 当施設は通所リハビリテーション費(イ)を算定し、サービスの提供時間は5時間以上6時間未満を標準とする。
- (2) 当施設は通所リハビリテーション計画において食事の利用を行うこととなっている利用者に対し、食事を提供する体制を確保する。食事の提供時間は次の通りとする。

昼食 12:00から

- (3) 当施設は利用者の居宅と当施設の間の送迎を行う。
- (4) 当施設は、利用者に対し一般入浴介助及び特別入浴介助を行う。
- (5) 当施設は個々の利用者に応じて作成したリハビリテーション計画に基づき、次に掲げる訓練を行う。

1. 運動療法
2. 物理療法
3. 歩行訓練、基本的動作訓練
4. ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
5. 日常生活動作に関する訓練
6. 自助具適用、利用訓練

- (6) 当施設は、利用者の必要に応じて医師又は医師の指示を受けた理学・作業療法士が利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能訓練、作業能力訓練を行い、リハ

ビリテーション計画の作成又は見直しを行う。

(利用料及びその他の費用の額)

第7条 通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は別表の通りとする。
また、昼食代は600円とする。

利用料の徴収にあたっては、予め利用者又はその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得て行うものとする。

(利用者の守るべき事項)

第8条 当施設を利用しようとする利用者には次のことを守ってもらい、施設内にその内容を掲示する。

- (1) 病状、障害によるものは別として、意識的に施設及び他の利用者の迷惑となる行為は一切慎むこと。
- (2) 営利行為、宗教活動及び政治活動は禁止する。
- (3) 施設職員及び他の利用者に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族からの暴言、暴力、性的嫌がらせ、威嚇行為、施設内における喫煙・飲酒等の迷惑行為を禁止する。
- (4) 施設職員に対し、利用者・ご契約者または身元引受人・その他ご家族から、長時間にわたる抗議や過度な要求等、施設の円滑な業務を妨げる行為を禁止する。

(営業日及び営業時間)

第9条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

営業日 : 月～土曜日(祝祭日を含む)

営業時間： 8 : 30 ～ 17 : 30

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通所リハビリテーションの通常の事業の実施地域は次の通りとする。

実施地域： 大崎市（古川地区、三本木地区、岩出山地区） 美里町(小牛田地区)

上記以外の地域にお住まいの方は相談による。

(衛生管理)

第 11 条

1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

（1） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2） 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3） 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(非常災害対策)

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処す

る計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。(名前を列記しても可)

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上

(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(身体の拘束等)

第 13 条

1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当

施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（虐待の防止等）

第14条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（褥瘡対策等）

第15条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第16条

1 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条

1 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する注意事項)

第18条

- 1 介護サービスの向上のために、それぞれの職種に応じた外部の研修に積極的に参加し、また内部での研修を定期的に行い、職員1人1人の向上、改善に努めるものとする。
- 2 従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 当施設が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談及び苦情受付の窓口を支援相談員が担当する。
- 5 当施設は利用者への通所リハビリテーションサービス提供に関し、サービス計画書、看護・介護記録、機能訓練に関する記録、その他の必要な記録を整備する。利用者からこれらの記録の閲覧を求められた場合は、当施設は原則としてこれに応じる。家族などからの請求については、本人の同意が得られない場合はこれに応じないことができる。
- 6 この規定に定めるものの他、この施設の運営に関する事項は利用約款に定める他、介護保険各法令並びに医療法人杏林会の理事会と施設の管理者との協議によって定めるものとする。

附則 この規程は平成15年 5月 20日より施行するものとする。

〃 平成16年6月10日一部改正

〃 平成17年10月1日一部改正

〃 平成18年4月1日一部改正

- 〃 令和 5 年 3 月 15 日一部改正
- 〃 令和 7 年 4 月 1 日一部改正
- 〃 令和 7 年 11 月 1 日一部改正
- 〃 令和 8 年 4 月 1 日一部改正
- 〃 令和 8 年 7 月 1 日一部改正